平成２７年（フ）第７２５１号
埼玉県草加市稲荷２丁目15―23―703
債務者　山田　和乃
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２５３号
東京都中野区中野５丁目51―16―203
債務者　小林　千恵（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２５４号
東京都八王子市寺田町432―92―１
債務者　竹森　真保
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２５５号
東京都江東区大島７丁目41―11―103
債務者　池田　　仁
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２５８号
東京都板橋区中丸町54―１　山田方201
債務者　梅崎　政和
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２５９号
東京都葛飾区東金町４丁目27―８　第２唐松ハイツリー202号
債務者　山田　雅博
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２６２号
東京都練馬区早宮２丁目17―31―404
債務者　坪郷　佳恵
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２６７号
千葉県船橋市海神２丁目８―18―701
債務者　石田　智代
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２６８号
東京都武蔵村山市中原２丁目50―１―406
債務者　菅崎　政之
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２７０号
東京都杉並区今川２丁目14―９　清水マンション２―302
債務者　宮脇　龍二
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２７９号
東京都品川区豊町６丁目11―９―212
債務者　森　真理子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２８４号
東京都中野区弥生町３丁目７―２　シャーロックホームズ２番館　203
債務者　市川　昌貴
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２８５号
東京都台東区池之端２丁目６―１　小林ビル２Ｆ
債務者　松田　徹也
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２８９号
東京都八王子市下恩方町1710―１―212
債務者　米田　保彦
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２９１号
東京都世田谷区代田１丁目４―15
債務者　山口ゆかり
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２９３号
東京都中野区中央５丁目44―６―203
債務者　木原実千代
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部